

全柔連発第 21-0966 号

2021年12月8日

加盟団体 会長 殿
全国高等学校体育連盟柔道専門部 部長 殿
日本中学校体育連盟柔道競技部 部長 殿

公益財団法人全日本柔道連盟
事務局長 高 山 健



全日本柔道連盟「倫理・懲戒規程」の改正について（ご通知）

平素より、本連盟の諸事業に対しご理解とご協力を賜り、誠に有難うございます。

さて、本年2月に損害賠償請求事案訴訟が和解となり、本連盟が、加盟団体に調査、処分を委ねる規準の策定等を求められたことから、12月3日開催の理事会で倫理・懲戒規程の改正を行いました。

改正の要点は下記の通りですので内容をご確認いただき、貴団体におきましても適正なご対応をお願い致します。

記

1. 適用範囲等

加盟団体の会長、副会長、および当該役員に準ずる者（以下「加盟団体の会長等」という）を規程の適用範囲とし、加盟団体の会長等が第3条に規定する違反行為の対象者となった場合は、本連盟（事実調査チーム）は事実関係の調査を行います。その後、事実認定の結果に基づき懲戒委員会を開催します。懲戒委員会は処分案を会長に答申して、理事会の承認を受けた場合は、貴連盟（協会）に処分を求めることができることとし、加盟団体の会長等の処分を依頼いたしますのでご対応をお願いいたします。

2. 事案への対応

本連盟が取り扱う事案を次の6つの事案といたしました。これにより、下記内容以外は貴連盟（協会）に対応をお願いすることになります。これまで基準がなかったため扱う内容が不明確でした。調査に当たっては、これまでどおり、調査内容、結果についてはご報告をお願いいたします。

(1) 本連盟より選考された強化選手が関与する事案

- (2) 本連盟の役員等が関与する事案
- (3) 加盟団体の会長等が関与する事案
- (4) 重傷害を与えるなど結果が重大な事案
- (5) 事案が複雑であるなどの理由で法曹資格者が関与すべき事案
- (6) 会長が本連盟で対応すべきと判断した事案

3. 守秘義務違反

加盟団体の会長等が職務上知りえた情報のうち、本連盟が公表を認めていない情報を漏洩することを違反行為としました。(守秘義務違反)

4. その他

- (1) 会長等による訓戒をすることができることとしました。
- (2) 事案の調査、処分する者をガバナンスコードに基づき兼務できないこととしました。
- (3) マタニティハラスメント、SOGI ハラスメントを違反行為として加えました。

以上

本内容についての問い合わせ
公益財団法人全日本柔道連盟
倫理推進室 小森英一
EMail : h.komori@judo.or.jp
携帯: 080-2281-3508